

話し合いの概要（令和4年7月4日）

1 「人権に関する実態の公表」について

(団体)

同和問題に限らず、人権問題の解決とは、誤った考えや差別意識がゼロになることでは必ずしもないと考える。そういう言動があっても、職場や地域がそれを受け入れない、それを間違いであると指摘する状況になることだ。「解決」とはどのような状態だと認識しているのか。

(県)

人権問題が解決した状態とは、差別や人権侵害がなくなり、県民に差別意識がなくなった状態だと考えている。差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことが、大変重要だ。

(団体)

人権侵害の事例として、自治体に対して「その地区が旧同和地区であるか」を問い合わせることをあげているが、この問合せで、誰のどのような人権が侵害されたと考えているか。

(県)

「その地区が旧同和地区であるか」や、「その人が旧同和地区の出身であるか」を調べる行為は、不当な差別につながりかねないものとする。このため、特定の地区の出身者や、「その人」の人権の侵害が懸念される。

(団体)

「その地区が旧同和地区であるか」といった問合せに対して、「そのように問うことは差別だ」と職員が対応したことが書かれている。「問うことは差別だ」と対応することは、差別がまだあることを前提にしているようなものであり、偏見や差別意識が潜在化される。

このような問合せに対しては、「現在『同和地区』は存在しない」とはっきり答えればすむ話であるが、どう考えるか。

(県)

令和2年6月の国の「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、「現在でも部落差別があると思うか」との質問に対して、73.4%の方が「部落差別はいまだにある」と回答している。

また、平成30年2月に県が取りまとめた「人権に関する県民意識調査」では、「同和地区や同和地区の人」ということを気にしたり、意識したりすることはあるか」との質問に対して、27.2%の方が「結婚するときに意識する」と回答している。

こうしたことを踏まえると、いまだに差別意識は残っていると考えられる。

自治体に対して、「その地区が旧同和地区であるか」といった問合せがあった場合、まずは「現在、同和地区は存在しない」ことを回答した上で、差別意識をなくす啓発活動が必要と考えている。

(団体)

問合せを「人権侵害の事例」として取り扱う一方で、県の意識調査の項目で「同和地区」や「同和地区の人」という表現を使っている。自分たちが言ったり問題にするのは良いが、県民が「どこか」と問い合わせたら「人権侵害だ」と言うのは、勝手な考え方ではないか。

(県)

国の「人権教育・啓発白書」や啓発用資料でも、同和地区の表現を用いており、また、県の「人権施策基本方針」と「人権に関する県民意識調査」には、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」でもご議論いただいた上で、同和地区などの用語の解説を記載している。

一方で、「その地区が旧同和地区であるか」や、「その人が旧同和地区の出身であるか」を問い合わせることは、何らかの目的があつての行為であり、人権侵害につながりかねないものと考えている。

2 「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」について

(団体)

「高知県に身近な11の人権課題」があげられているが、このことに関して、次の点についての見解を聞きたい。

同和問題は旧身分に関する問題であり、他の課題は現代社会で作られた課題である。同和問題は、こだわりが薄れ、交流が進んでいけば解決していく課題。このような性格が異なり、解決の道筋が違うものを並列することは、誤解や混乱を招き、結果として同和問題の解決を先送りすることになると考える。

(県)

同和問題や、同和問題以外の人権課題については、差別意識の原因はそれぞれ違うと思うが、「身近な人権課題」の並列が、誤解や混乱を招くことにはならないのではないかと考える。

(団体)

「県民に身近な」人権課題と言えば、パワハラやセクハラなど、「働く人の人権問題」があると考える。なぜ、このような課題が入らないのか。

(県)

「人権施策基本方針」では、11の人権課題以外にも、その他の「身近な人権課題」についての取組が必要としており、パワー・ハラスメントへの対応など、労働者の人権を守るための取組なども行うこととしている。

(団体)

本来、行政の主たる任務は、条件整備や環境改善にある。県民がどのような考えを持つかは、憲法が保障する内心の自由の問題であるが、行政啓発は心の中を問題視し、内心に踏み込む側面を持っており、行政手法として問題ではないか。

(県)

同和問題はいわれのない差別と言われており、「そこに生まれた」という、ただそれだけの理由によって、人として幸せに生きる権利や自由を侵害され、様々な不利益を受けてきた問題だ。県民の皆さまには、正しい知識を身に付けて、理解していただき、差別を行わないようにしていただくことが大事だ。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」でも、地方公共団体の責務として、人権の教育・啓発に関する施策を行うよう規定されている。平成30年2月に県が取りまとめた「人権に関する県民意識調査」でも、37.2%の方が「同和問題を解決するためには、正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を進めるべき」と回答している。

これらのことから、引き続き教育・啓発活動が必要と考えている。

(団体)

問題解決の阻害要因と新たな差別を生む要因として、1986年の地域改善対策協議会の意見具申は、「i 行政の主体性の欠如」、「ii 関係者の自立、向上の精神の軽視」、「iii えせ同和行為の横行」、「iv 自由な意見の潜在化傾向」の4点を指摘している。国民の「意識」はこれらの要因の結果、生まれるものである。この四つの要因の解決について、どうお考えか。

(県)

その後の、1996年の地域対策協議会の最終意見具申では、今後の重点施策として、「行政の主体性の確立」、「同和関係者の自立向上」、「えせ同和行為への毅然とした態度」、「自由な意見交換のできる環境づくり」の4点を掲げている。また、依然として存在している差別意識の解消などに向けて、「教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」としている。

このため、これら4点の解決に向けて、県民の皆さまが同和問題を正しく理解されるよう、引き続き積極的な啓発活動に取り組んでいく必要があると考えている。

(団体)

問題が解決に向かう過程で、それを知らなければならぬと啓発していくことは、逆行する対応だと考える。憲法の人権規定をきちんと学習し、人権意識を高めていけば、すべての課題を啓発しなくても、差別や偏見が間違いであることが理解できると考えている。すべての課題について啓発しなければならぬと考えているのか。

(県)

人権問題を解決するためには、誤った知識を持たず、正しく理解することが大事と考える。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」でも、地方公共団体の責務として、人権教育・人権啓発に関する施策を行うよう規定されている。また、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権課題に関する啓発活動について、分かりやすく工夫のあるものにしていくことが必要と考えている。

(団体)

令和2年6月に法務省人権擁護局が発表した「国民に対する意識調査」の中で、「人権教育や部落差別に関する啓発を受けた経験がなくても、差別意識は低い。他方で、概して啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けた経験がないと答えた人に対し、『気になる』の割合が相対的に高い。」と指摘されている。

これは、行政啓発の限界点と問題点が明らかにされている。これからの啓発について、今の形で継続していくのか、この指摘の趣旨を生かして啓発自体を見直して縮小していくのか。

(県)

啓発を受けたことがなく、部落差別に関する正しい知識がない方が、今後誤った情報に触れたり、若しくは、部落差別を自分自身の問題として考える必要が出てきたときに、差別する側の立場に立ってしまう可能性もある。

令和2年6月の国の「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、部落差別が残っている理由として、59%の方が「正しい知識を持っていない人がいるから」と回答している。

また、問題を解消するための効果的な取組としては、49.1%の方が「教育や啓発、相談体制の充実」と回答している。

こうしたことから、県民にとって分かりやすく、正しい知識が得られるような啓発活動を引き続き行うことが必要と考える。

(団体)

「部落差別解消推進法」の周知と法に基づく取扱いについて、「県民への周知」を打ち出しているが、その際には、参議院での3項目の附帯決議をセットで紹介することが必要であると考えている。附帯決議の意義をどうお考えか。

(県)

法の執行は、附帯決議の趣旨も尊重したものであるべき。附帯決議の内容のとおり、啓発や調査の際には、新たな差別を生むことがないように配慮していくべきと考えている。

(団体)

県の「人権に関する県民意識調査」について、調査項目の中に「同和地区」とか「同和地区の人」という表現が使われているが、法的・行政的に、それらは存在しないはず。どうお考えか。

それらの言葉を使うことは、存在しないものを存在しているかのようなメッセージを県民に与え、誤解と偏見を与える行為ではないかと考える。私たちは、同和問題について、調査項目から外すべきだと考える。

(県)

同和地区は法的には存在しないが、同和問題は解消に向かいつつあるものの、解決には至っていない。国も部落差別は今も残っているとの見解であり、啓発活動は今後も必要と考えている。

また、県の「人権に関する県民意識調査」においては、県民の皆さまの意識の経年変化を分析していくためにも、同和問題についての調査を継続することが必要と考えている。

(団体)

県の「人権に関する県民意識調査」について、人権に関する調査なら、11の差別問題に矮小化せず、もっと広く人権を考えたものにするべき。基本的人権の柱の一つである自由の権利についてとか、人間の尊厳にかかわる問題など、自分の権利が守られているかどうかを尋ねるような設問も設けるべき。

(県)

県の「人権施策基本方針」では、県民の皆さまの関心が高い11項目の人権課題と、その他の人権課題について、「身近な人権課題」に位置づけ、啓発活動に取り組んできた。「人権に関する県民意識調査」は、県民に身近な人権課題である11項目と、その他について調査するものであり、矮小化されたものではないと考えている。

また、意識調査に新たな設問を設けるかどうかについては、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」にお諮りして、検討していくことになる。

(以上)